

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 20 日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 9 時 50 分 場 所 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。
入札期間経過後に取下や取消等の事情により、開札が行われないこともありますので、ご了承下さい。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 736, 000 2, 188, 800	一括	547, 200	56, 867	0
1	1, 663, 000				
2	1, 073, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 多久市西多久町大字板屋
地 番 8 0 3 2 番 1
地 目 宅地
地 積 1 0 2 0 . 2 5 平方メートル
- 2 所 在 多久市西多久町大字板屋 8 0 3 2 番地 1
家屋 番号 8 0 3 2 番 1
種 類 事務所・居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 3 . 6 1 平方メートル
2 階 6 3 . 6 1 平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 1 1 7 . 0 4 平方メートル
(現況)
種 類 倉庫



物 件 明 細 書

令和 8年 8月28日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

周辺隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 多久市西多久町大字板屋
地 番 8032番1
地 目 宅地
地 積 1020.25平方メートル

2 所 在 多久市西多久町大字板屋8032番地1
家屋 番号 8032番1
種 類 事務所・居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 63.61平方メートル
2階 63.61平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 117.04平方メートル

(現況)

種 類 倉庫



令和8年(ケ)第1号
令和8年3月9日受理
令和8年4月23日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 三宅 智 幸

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 多久市西多久町大字板屋
地 番 8 0 3 2 番 1
地 目 宅地
地 積 1 0 2 0 . 2 5 平方メートル
- 2 所 在 多久市西多久町大字板屋 8 0 3 2 番地 1
家屋 番号 8 0 3 2 番 1
種 類 事務所・居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 3 . 6 1 平方メートル
2 階 6 3 . 6 1 平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 1 1 7 . 0 4 平方メートル

(土地・建物用)

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		(住居表示未実施)	
土地		物件 1	
現況地目	■宅地(物件 1) □雑種地(物件) □ (物件)		
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり ■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者() 上記の者が本件土地上に下記の建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」記載のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	□		
建物		物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 ■附属建物) ■種類:倉庫 □構造: □床面積:		
物件目録にない附属建物	□ない { 種類: □ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者() 上記の者が本件建物を事務所・居宅(空き家)として使用している □「占有者及び占有権原」記載のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「執行官の意見」記載のとおり)		
その他の事項	□		
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 多久市 都市建設課 環境課 担当者	本件不動産にかかる地域は、都市計画区域外です。本件土地北東側の公図上の「道」、「水」、西側の公図上の「道」は、多久市が管理する法定外公物です。下水道は、整備区域外です。
■ 佐賀西部水道企業団 担当者	本件不動産にかかる市の上水道は、南側の県道から引き込まれているようです。なお、令和5年9月11日に閉栓されています。
■ 債権者担当者	現在（令和8年4月）、債務者兼所有者代表者とは連絡が取れなくなっています。

その他の事項及び執行官の意見

□ その他の事項

記載事項なし

■ 執行官の意見

◇ 本件土地の状況

本件土地は、都市計画区域外で、本件建物（附属建物を含む。）の敷地や通路などとして利用されている（写真1ないし4）。主である建物の南東側に本件土地に固着したカーポートがある（写真2奥）。

上、下水道の接続については、3枚目記載のとおりで、下水道は整備されていない。

本件土地は、北側を①私有地（地番8037番2、地目畑、地積762㎡、第三者所有）、②水路（多久市が管理する法定外公共物）に、西側を里道（多久市が管理する法定外公共物、幅員約1m）、南側を主要地方道多久若木線に、東側を①県有地（地番6106番9、地目畑、地積1.58㎡、佐賀県所有）、②私有地（地番6106番6、地目畑、地積62㎡、第三者所有）、③私有地（地番6105番5、地目畑、地積8.21㎡、第三者所有）、④私有地（地番8032番2、地目山林、地積86㎡、第三者所有）、⑤里道（多久市が管理する法定外公共物、幅員約2.5m）に、それぞれ接している。

◇ 本件土地境界関係

本件土地と隣接地との間は、南側県道との間は、側溝があって区分されている（写真2、6）。東側は、石垣が設置され、本件土地側が高くなっている（写真5、8）。北側は、溝が見られるが、被さるように草木が茂るなどしている（写真9、10、11）。西側は、里道付近は、石垣があって、その下（東側）に溝があり、隣地からの排水管が見られる（写真7）。その溝は、本件土地に含まれる可能性がある。いずれの側も、外観上、高低差や設置物で区分されているが、正確な境界は不明である。

◇ 本件建物の状況

本件建物（主である建物）は、公簿に基づけば、平成6年1月に新築されて以来、事務所・居宅として利用されてきたと考えられる。現在は空き家の状態で、家財道具等は見られない。当職のライフライン調査では、上水道は、令和5年9月11日に閉栓されており、その頃から空き家の状態にあると推測される。不具合としては、経年劣化、空き家であることによる劣化が考えられるが、畳やふすまが傷んでいたり（写真20、22）、扉が固い所が見られた。本件建物内の状況は、写真14ないし22のとおりである。

附属建物は、公簿上は車庫とされているが、外観上、一般的な倉庫と考えられる（写真4、12）。

以上に記載したほかは、債務者兼所有者代表者と連絡が取れないため不明である。

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年3月19日 (木) 10:40 — 10:50	執行官室	家屋見取図交付申請 (多久市税務課へ郵送)
令和8年3月19日 (木) 13:35 — 13:45	佐賀地方法務局 (佐賀市城内)	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請 登記事項要約書交付申請
令和8年3月25日 (水) 14:40 — 14:55	物件所在地	本件土地・建物概観調査、写真撮影
令和8年3月26日 (木) 15:45 — 16:00	多久市都市建設課、環境課 (多久市北多久町)	市街化区域等に関する調査 接面道路に関する調査 下水道に関する調査
令和8年4月13日 (月) 13:30 — 14:40	物件所在地	本件土地・建物調査、写真撮影 (評価人同行)
令和8年4月14日 (火) 15:00 — 15:05	佐賀西部広域水道企業団 (佐賀市久保田町徳万)	上水道に関する調査

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在が予想されたので、立会人を同行して臨場した。

☒ 令和8年4月13日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐



請 求 部 分	所 在					多久市西多久町大字板屋					地 番		6097番1							
出 力 尺 寸	1/500		精 度 区 分		甲 三		座 標 系 又 は 記 号		Ⅱ		分 類		地図(法第 1 4 条第 1 項)			種 類		土地改良所在図		
作 成 年 月 日							備 付 年 月 日 (原 図)							補 記 事 項						

登記年月日：平成8年10月28日

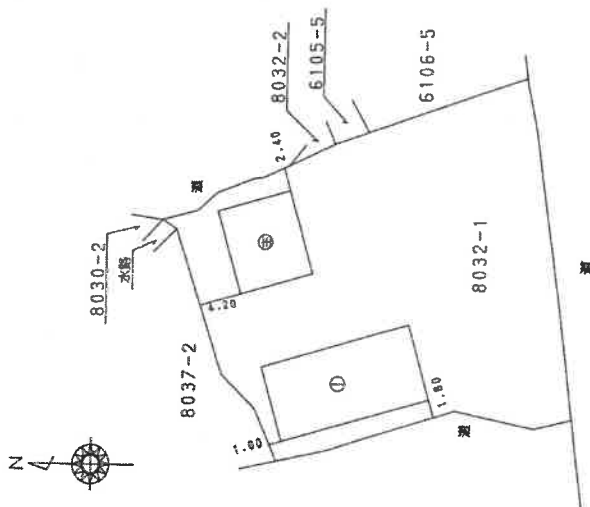
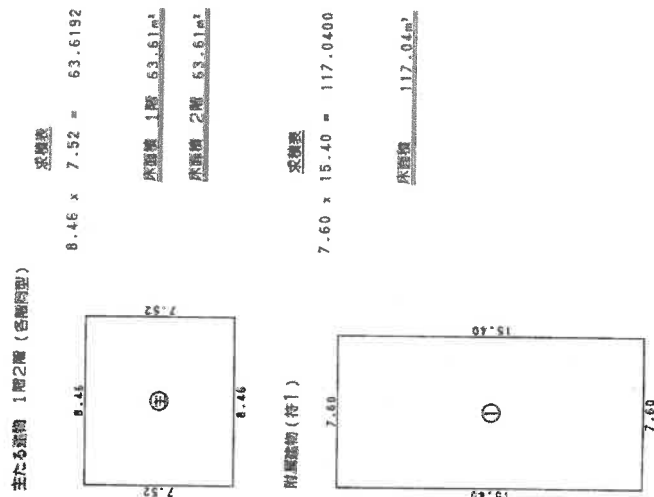
平成8年10月28日登記

各階平面図 9000281

建築物図面
各階平面図

家屋番号 8032番1

建築物の所在 多久市西多久町大字板屋8032番地1



作製者

土地家屋
調査士

平成10月21日作製

(佐賀県土地家屋調査士会)

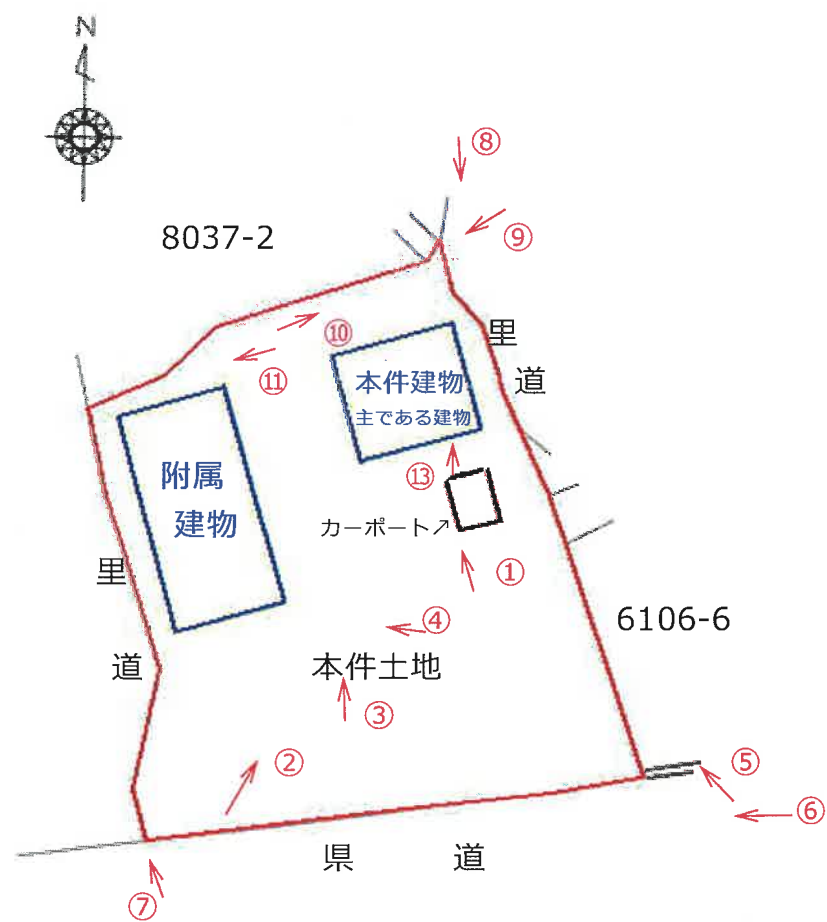
縮尺 1/250

申請人

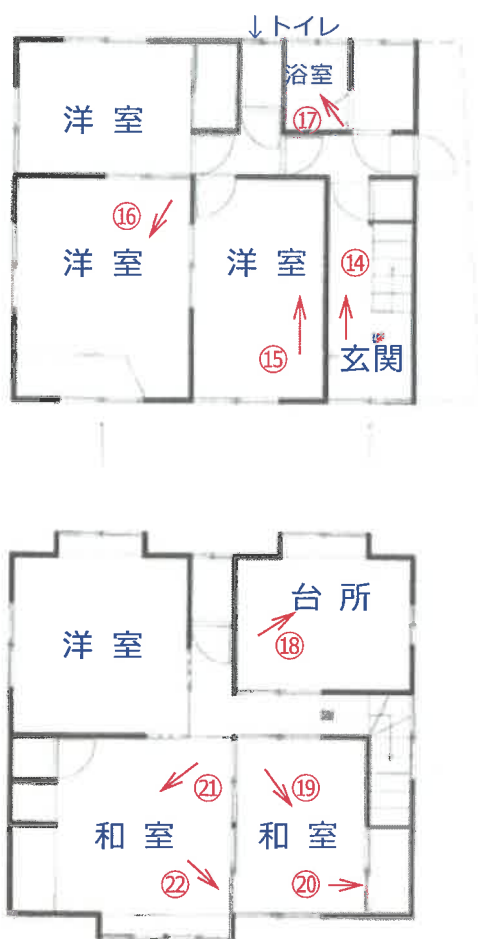
縮尺 1/500

図面 3

土地建物位置関係図
(兼写真撮影方向図)



建物間取図
(主である建物)
(兼写真撮影方向図)



建物間取図
(附属建物)
(兼写真撮影方向図)



(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真 5)



(写真 6)



(写真 7)



(写真 8)



(写真 9)



(写真 10)



(写真 1 1)



(写真 1 2)



(写真 1 3)



(写真 1 4)



(写真 1 5)



(写真 1 6)



(写真 1 7)



(写真 1 8)



(写真 1 9)



(写真 2 0)



(写真 2 1)



(写真 2 2)



令和 8年（ケ）第 1号
令和 8年 4月 9日 現地調査
令和 8年 4月16日 評 価
令和 8年 4月16日 提 出

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 前丸 亮介

第1 評価額

一括価格	
金 2, 7 3 6, 0 0 0 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1, 6 6 3, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 1, 0 7 3, 0 0 0 円

- ①一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ②内訳価格は、配当等の判断の為に一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
	符 号 種 類 構 造 床 面 積	(附属建物) 1	倉庫
特記事項			
国土調査はなされているが隣接地との境界が定かではなく、西側隣接地からの排水 管が物件1の西端に越境している可能性がある。物件2の南側にカーポートがある が、経済価値を構成しないものと判断した。物件1の南東部に電柱がある。			

現況欄に記載がない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- 1 所 在 多久市西多久町大字板屋
 地 番 8 0 3 2 番 1
 地 目 宅地
 地 積 1 0 2 0. 2 5 平方メートル

- 2 所 在 多久市西多久町大字板屋 8 0 3 2 番地 1
 家屋 番号 8 0 3 2 番 1
 種 類 事務所・居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 6 3. 6 1 平方メートル
 2 階 6 3. 6 1 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 鉄骨造スレート葺平家建
 床 面 積 1 1 7. 0 4 平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	本件はJR唐津線「多久」駅の南西方約7.3km（道路距離）、「駄地」バス停（ちよいこたく）の東方約50m、市役所の南西方約8.9kmに位置する。（別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	当該地域は、多久市の西部に位置する県道沿いの地域で、農家住宅を中心として事業所、農地等が混在している。多久市の周辺部の不動産取引は低調で、地価は下落傾向で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 その他の規制	都市計画区域外 イエローゾーン
画 地 条 件	物件1 地積 : 1,020.25㎡ 間口 : 約34.0m 奥行 : 約35.0m 形状 : ほぼ整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差 : ほぼ等高 接面道路との関係 : 接面道路より0～約1.5m高い	
接面道路の状況	南側約11.5m舗装県道（建築基準法第42条第1項1号道路に該当） 東側約2.5m舗装里道（建築基準法上の道路に該当せず） 西側約1.0m未舗装里道（建築基準法上の道路に該当せず） 三方路の効用増はないものと判断した。	
土地の利用状況等	土地利用の状況は「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上水道：あり（建物まで接続済み） ガス配管：なし 下水道：なし（下水道設置対象区域外 汲み取り） （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	佐賀中部保健福祉事務所によれば、土壤汚染対策法第3条に定める有害物質使用特定施設の届出はなく、現地調査した範囲では土壤汚染をうかがわせる事実認められなかった。	

特 記 事 項	多久市教育委員会によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていない。
---------	-------------------------------------

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 平成 6年 1月31日新築 経過年数 32年 経済的残存耐用年数はないものと判断
仕 様	構 造 木造瓦葺2階建 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディングボード 内 壁 ビニールクロス、タイル 天 井 合板、石膏ボード 床 畳、フローリング、塩ビシート、タイル 設 備 電気設備、上水道
床面積（現況）	1階63.61㎡ 2階63.61㎡ 計 127.22㎡
現 況 用 途 等	階層 地上2階建て 現況用途 事務所・居宅 1階の南東端の部屋を事務所利用していた模様である。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

(附属建物 1)

区 分	附属建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載) 平成 6年 1月31日新築 経 過 年 数 32年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 は な い も の と 判 断
仕 様	構 造 木造スレート葺平家建 屋 根 スレート葺 外 壁 スレート 床 コンクリート打ち放し 設 備 電気設備
床面積 (現況)	117.04m ² 計 117.04m ²
現 況 用 途 等	階 層 地上1階建て 現況用途 倉庫
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	対象建物について、吹付アスベスト等または非飛散性アスベスト含有建築材料等の使用について調査を行ったが、使用の有無は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	5,870	0.62	1,020.25	0.80		2,970,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 多久-2

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $8,100\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/138 = 5,870\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：年率-0.70%を補正 ($1-0.007 \div 12 \times 4=1$)

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件(道路の系統・連続性▲3 道路の幅員▲1 道路の歩道の状態▲1)交通・接近条件(最寄り駅への接近性+3 最寄りバス停への接近性▲1 公共施設への接近性+2)環境条件(居住環境+40) ($1-0.03-0.01-0.01 \times (1+0.03-0.01+0.02) \times (1+0.4) \div 1.38$)

イ 個別格差：規模▲30 境界不確定▲10 電柱有り▲1 $0.7 \times 0.9 \times 0.99=0.62$

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	主である建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
2	181,500	127.22		0.03	693,000

建物の経過年数や保存状態等に鑑みて現価率を3%と判断した。

附属建物

符号	再調達原価 (円/㎡) カ	現況延床 面積(㎡) キ	共有持分 割合 ク	現価率 ケ	附属建物価格 (円) カ×キ×ク×ケ=コ
1	70,000	117.04		0.03	246,000

建物の経過年数や保存状態等に鑑みて現価率を3%と判断した。

建物の合計

番号	主である建物価格 (円) サ	附属建物価格 (円) シ	合計価格 (円) サ+シ=ス
2	693, 000	246, 000	939, 000

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) $\text{ア} \times \text{イ} = \text{ウ}$
1	2,970,000	0.20	法定地上権	594,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②ス) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $(\text{ア} \pm \text{イ}) \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ}$
1	2,970,000	-594,000		1.00	0.70	1,663,000
2	939,000	+594,000	1.00	1.00	0.70	1,073,000
一括価格（合計）						2,736,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

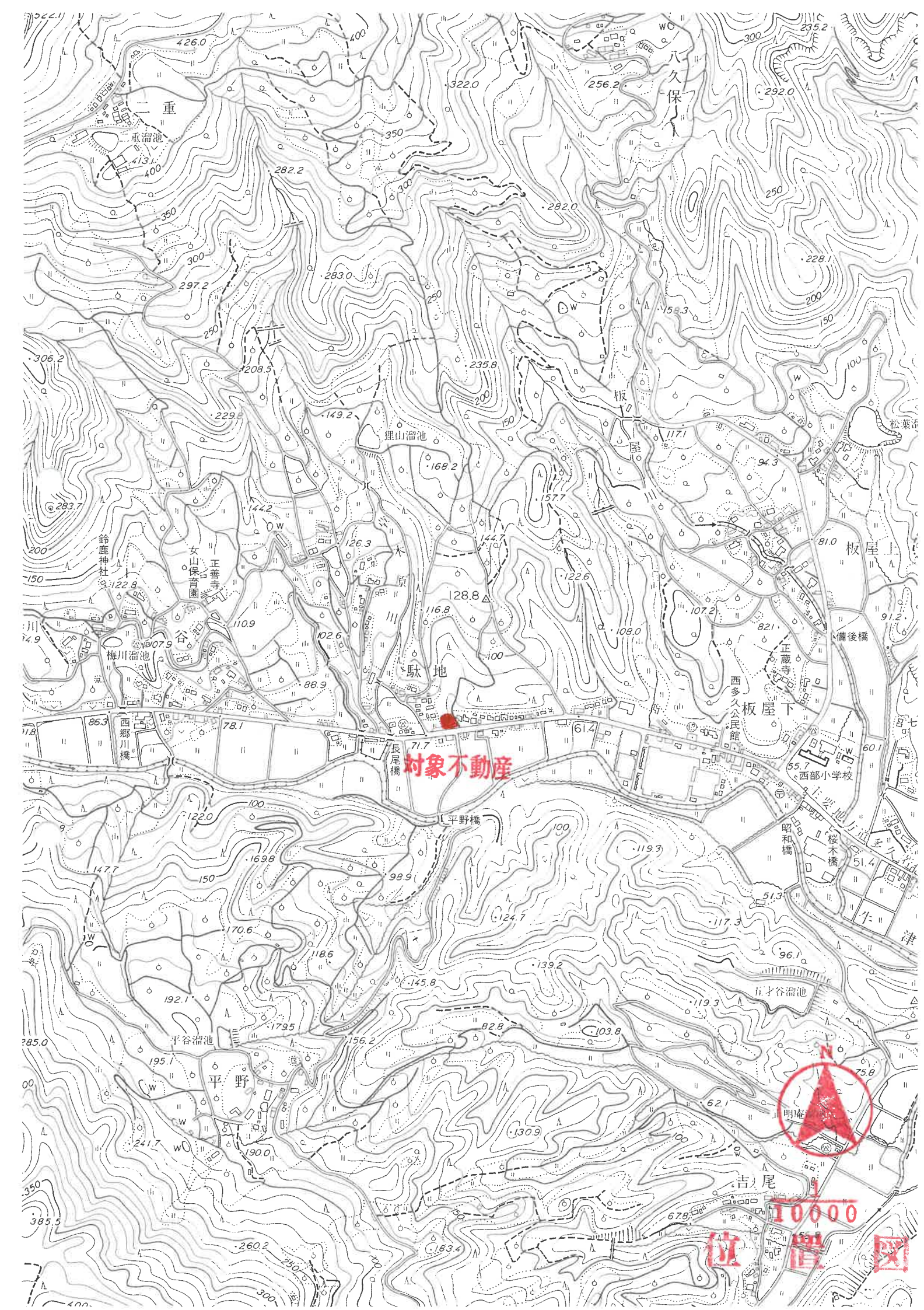
1 地価公示価格 多久-2

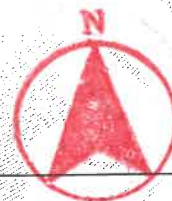
所 在：多久町2082番10
地 目：宅地
価 格：8,100円/㎡（対前年変動率 -0.70%）
位 置：JR唐津線「多久」駅南方約4.1km
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：336㎡
供給処理施設：上水道
接 面 街 路：東側5.5m市道
用途指定等：非線引都市計画区域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：一般住宅、農家住宅等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写

以 上




$$\begin{array}{r} 1 \\ \hline 500 \end{array}$$

西多久町大字

公 司 寫

登記年月日 平成8年10月28日

令和7年12月25日
(佐賀地方方法務局管轄)

佐賀地方方法務局武雄支局
これは図面に記録されている内容を証明した書面である

平成8年10月28日登記
各階平面図

9000281

建築物
各階平面図

家屋番号 8032番1

建築物の所在 多久市西多久田大字板屋8032番地1

主たる建物 1階2層(全層同型)

面積表

8.46 x 7.52 = 63.6192

床面積 1階 63.61㎡

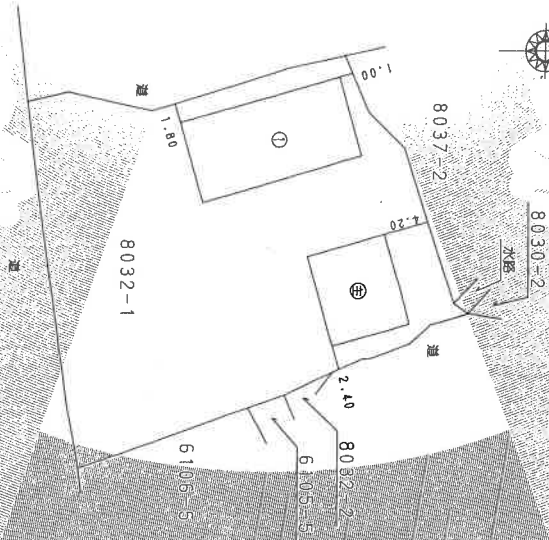
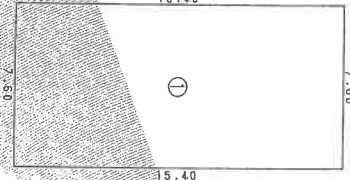
床面積 2階 63.61㎡

附属建物(付1)

面積表

7.60 x 15.40 = 117.0400

床面積 117.04㎡



製作者

土地家屋調査士

縮尺

250

申請人

有 代理

縮尺

1/500



(佐賀県土地家屋調査士会用紙)